須坂市農業委員会 令和3年12月総会 議事録

- 1 招集 令和3年12月27日(月) 午後3時
- 2 開会 令和3年12月27日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和3年12月27日(月) 午後3時50分
- 4 場所 須坂市保健センター2階リハビリルーム
- 5 出席した農業委員(14人)

出席した農地利用最適化推進委員(7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	"	7番	市村修一	"	16番	坂田 学
農業委員	1番	原千賀子	"	8番	斎藤 稔	IJ	17番	春原 等
JJ	2番	松田かよ	"	9番	春原 博	"	18番	中村嘉博
JJ	3番	神林秀明	"	10番	小林 昇	"	19番	櫻井清一
JJ	4番	返町 惇	"	11番	山岸幸子	"	20番	竹前清孝
JJ	5番	小林郁雄	IJ	12番	神林清治	IJ	21番	大澤敏志

6 欠席した農業委員 なし 欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について (→農業委員会許可)

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穣亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 12 月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数14人中全員の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 ご苦労様です。年の瀬も迫っている中で大変お忙しい中、またお寒い中ではありますが、12月総会にご出席いただきありがとうございます。

本日の定例総会につきましては、今年最期ということになりますが、議事がスムースに進行しますようご協力をお願いします。

議長 12 月提出分の 2 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

1

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、9 番春原博委員、12 番神林清治 委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数6件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長
次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3番 №.1ですが、借受人はご高齢の方ですが、息子さんが今後、農業をやる予定で、水田を確保しておきたいと聞いております。

議長 ほかにないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5番 №.1ですが、利用権設定でやらなかった理由はありますか。

事務局 本人が3条での申請を希望されていることと本人の規模拡大というより将来を見越

した拡大で経基法の趣旨にそぐわないと判断しました。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第30号の6件について、許可と決定する に賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者举手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第30号の6件については許可と決定しました。

次に、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数51件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.12の12件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5番 №.10 の経営内容・経営規模をお示しください。

説明員 (営農計画書に基づき説明)

10番 補足ですが、周辺は既に申請人が借り受けており、規模拡大になります。今回の申 請地については、高齢化してどうしても耕作できないと相談があった土地で、借り受 けていただくことになったものです。やる気がある方なので、見守っていきたいと思 っています。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 31 号のNo.1 からNo.12 の 12 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは 挙手願います。

(賛成者举手)

議長 挙手全員であります。よって議案第31号のNo.1からNo.12の12件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 31 号のNo.13 からNo.30 までの 18 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見

はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第 31 号のNo.13 からNo.30 までの 18 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第31号のNo.13からNo.30までの18件については、 決定とすることに決定しました。

次に、議案第31号のNo.31からNo.41までの11件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見 はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第 31 号のNo.31 からNo.41 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者举手)

議長 挙手全員であります。よって議案第31号のNo.31からNo.41までの11件については、 決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第31号のNo.42からNo.51までの10件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見 はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第 31 号のNo.42 からNo.51 までの 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者举手)

議長 挙手全員であります。よって議案第31号のNo.42からNo.51までの10件については、 決定とすることに決しました。

議長
以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 16 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 5 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長この件についてご質問はありますか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、12月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。